

令和2年4月10日

メンバー様各位

新門司マリーナ  
(株)ササキコーポレーション

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う自粛のお願いと新門司マリーナの対応について

平素より、新門司マリーナをご利用いただきありがとうございます。

標記の件につきましては、政府からの改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、不要不急の外出自粛要請等を内容とした「緊急事態宣言」が発令される中、北九州市においても感染が拡大している状況が続いております。当マリーナにおきましても、過密化を避けて感染拡大を防止するため、メンバーの皆様にあらかじめ、施設利用の自粛をお願いさせていただくとともに、利用する場合の対応として、下記の通り取り決めさせていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染予防・拡大防止、健康と安全を第一に考え、一刻も早い終息の為何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. メンバーの皆様には極力、新門司マリーナの施設利用を自粛されますように、お願い致します
2. 緊急時を除き、ビジター艇の入港はできません。

※施設利用の場合の対応について

(1) クラブハウス

利用可能ですが、換気を徹底させていただきます。

(2) 会議室は原則使用禁止とさせていただきます。

(3) 上下架について

・ 上架について

期間中は随時対応いたしますが、お待ちいただくことや、桟橋に係留して頂く場合がございます。

・ 下架について

期間中は随時対応致しますが、事前にご連絡をいただくと助かります。

(4) 給油について

随時対応いたしますが、お待ち頂く場合がございます。

対象期間 令和2年4月10日(金)～令和2年5月6日(水)

\* 緊急事態宣言の内容が変更された場合には施設の利用・サービスについて急な変更が生じる可能性があります。

\* 今後の状況等に応じて延長する場合は別途お知らせいたします。

【問い合わせ先】  
新門司マリーナ 093-481-0099